

〈資料〉

## 幼稚園・保育所における自己評価

—その理解と取組—

On Self Evaluation of Kindergatens and Day-Care Centers:

Realizing the Significance and How to Deal with it

浅 野 房 雄

F u s a o A S A N O

## 1 はじめに

平成19年に学校教育法及び学校教育法施行規則の改正があり、小学校は教育水準の向上のため教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表することと明記され、これらの規定は幼稚園においても準用するとされた。保育所においては、平成14年に厚生労働省より、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について（通知）」が発出され、第三者評価が実施されてきた。その後、平成20年の保育所保育指針の改定において、自己評価の取組が新たに明示され、この中で保育士等は自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、よりよい保育を目指すとともに、保育所としては保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとされた。

このような流れの中で、幼稚園においても、保育所においても自己評価の実施とその公表が努力義務とされ、自己評価への取組が求められることになった。幼稚園においては自己評価・学校評価に既に取り組まれている園がある。一方、保育所においても自己評価への取組の検討が始められている。このような保育現場の状況を踏まえ、今後どの幼稚園、どの保育所でも取り組むことになるであろう自己評価への理解と取組のために参考となる資料としてまとめることとした。これから自己評価を計画される園（所）にとって、取組の指針となれば嬉しい限りである。また、自己評価を既に実施している園（所）にとっては、次年の取組の参考となれば幸いである。

## 2 幼稚園・保育所における自己評価の今日に至る経過

幼稚園・保育所においては、保育者（以下、幼稚園教諭と保育所保育士を含めて保育者と記す）一人一人が一日の保育を振り返り、それを日誌に記録する中で保育の反省と評価を行い、ときには保育者個々の反省と評価を保育者全員で話題とする形で自己評価がなされてきた。また、月・期・年度末に、あるいは行事の後、保育者全員で保育を振り返り、反省と評価を行っている。従って、これまで保育現場で行われてきた保育の振り返り（自己評価）は保育者個々の、あるいは保育者集団の保育や行事の反省が主であって、幼稚園・保育所の教育・保育活動に対する総合的な評価、あるいは組織的取組という視点においては、不足と不十分さがあったことは否めない。しかも、振り返りの結果や反省事項を保護者や地域社会に公表することは稀なことで、内輪で行ってきた。

ところで、教育の分野においては不登校やいじめなどが減ることがなく、また、規範意識の希薄化などとともに学級崩壊、学力低下などが教育の世界の問題としてだけでなく、社会の問題、政治の問題としてとりあげられ、教育の在り様、学校経営の在り方が議論され、学校に課せられた社会的使命とともに学校の情報公開、学校の説明責任が問われるようになった。

一方、福祉の分野においては限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体の生活の安定を支える社会福祉への改革を推進する中で福祉サービスの質の向上を図る上で、自己評価とともに

第三者評価の導入が叫ばれるに至った。さらに、自己評価・第三者評価の結果を公表することにより、施設が地域社会に開かれ、地域の人々や利用者の信頼を得るとともに利用者の施設選択に寄与することも意図とされた。

教育の分野及び福祉の分野におけるこのような経過の中で、保育現場における自己評価・学校評価、保育所評価が打ち出されてきた。幼稚園、保育所それぞれにおける自己評価の取組に関するこれまでの経過を次に示す。

#### (1) 幼稚園における自己評価・学校評価の取組に関する経過

① 平成10年(1998年)に中央教育審議会による答申、「今後の地方教育行政の在り方について」において“学校の教育目標や教育計画等の実施状況に関する自己評価を保護者や地域住民に説明することが必要である”との文言が盛り込まれた。

② 平成12年(2000年)には教育改革国民会議による「教育を変える17の提案」の中で、“外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる”との提言がなされた。

③ 平成13年(2001年)、文部科学省が「21世紀教育新生プラン」の中に、“学校評価制度の導入と自己評価システムの確立を図る”方針を掲げ、翌年に調査研究を各都道府県に委嘱し、実施した。

④ 平成14年(2002年)に幼稚園設置基準の一部改正があり、“教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする”との示しがあり、文部科学省令として、自己評価の実施が明確に打ち出された。

⑤ 平成19年(2007年)に学校教育法の改正があった。  
第42条：小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

この規定は幼稚園においても準用することとされ(同法第28条)、法律の上からも自己評価の実施と結果の公表(情報提供)が求められた。

⑥ 続いて同年(平成19年、2007年)、学校教育法施行規則も改正され、次の事項が加えられた。

- ・教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ・実施した自己評価の結果を踏まえ、保護者や学校関係者(職員を除く)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- ・自己評価及び保護者・学校関係者評価の結果を設置者に報告するものとする。

これらの規定は幼稚園においても準用するとされた(同規則第39条)。

## (2) 保育所における自己評価・保育所評価の取組に関する経過

①平成10年(1998年)に中央社会福祉審議会により、「社会福祉基礎構造改革について(中間のまとめ)」の提言がなされ、その中にサービス内容の評価は第三者評価機関において行われる必要があるとされた。

②中央社会福祉審議会による提言(「社会福祉基礎構造改革について(中間のまとめ)」)を踏まえ、平成12年(2000年)6月、それまでの法律「社会福祉事業法」を「社会福祉法」と名称を改め、内容的にも改正があり、施行された。その中で福祉サービスに対する評価に関しては、次のような規定となった。

第78条：社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

③厚生省(当時)は中央社会福祉審議会による提言(「社会福祉基礎構造改革について(中間のまとめ)」)を受け、平成10年から2年半にわたり検討会を設置し、平成13年(2001年)、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」を取りまとめ、「福祉サービスにおける第三者評価事業の実施要領について(指針)」の通知を発出した。この通知を受けて、各都道府県は福祉サービスの第三者評価の検討を始めた。

④平成14年、厚生労働省より、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」が発出され、保育所においても第三者評価事業が公正・適切に実施するよう、第三者評価基準や評価の方法等について明示された。

⑤平成16年、厚生労働省より、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」が発出され、各評価項目の判断基準に関するガイドラインが示された。

⑥平成16年度、全国社会福祉協議会に委員会が設置され、施設種別ごとの福祉サービスの第三者評価基準ガイドラインの在り方の検討がなされ、平成17年に保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」が策定され、通知された。

## 3 幼稚園における自己評価・学校評価

### (1) 「幼稚園教育要領」に示されている内容

平成20年に幼稚園教育要領が改訂された。今回の改訂では「評価」に関しての新たな加除訂正はなかったが、第3章に指導計画の作成に当たっての留意事項として、「幼児の実態及び幼児を取

り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること」と言及されている。つまり、評価は1日あるいは1週間、期あるいは1年などの区切りで保育（指導）を振り返り、反省と評価を行い、それに基づき指導計画を見直し、よりよい保育（指導）を目指すために行うとされている。

(2) 「幼稚園における学校評価ガイドライン」に示めされている内容

「幼稚園における学校評価ガイドライン」は、平成20年3月に文部科学省から発出された幼稚園における「学校評価」の取組の指針であり、各幼稚園はこのガイドラインを参考にして自園に適した学校評価を検討、工夫して、学校評価に取り組むよう求められている。従って、各園が学校評価に取り組む際には、この「幼稚園における学校評価ガイドライン」を参考にすべきと考えるのでその概要を次に紹介する。

なお、ここで幼稚園においての評価は幼稚園評価でなく学校評価と表記されている。これは学校教育法第1条に幼稚園が学校と位置づけられていることによる。

#### 「幼稚園における学校評価ガイドライン」の概要（抜粋）

### 1 幼稚園における学校評価の特性

- \* 教育活動の評価は、「幼稚園教育要領」に示されている内容を考慮して行う。
- \* 学校評価は幼稚園の運営の状況を保護者に理解してもらい、幼児の健やかな成長のために保護者の協力を得るために行う。

### 2 学校評価の目的・定義と流れ

#### (1) 学校評価の目的

- \* 幼稚園として組織的・継続的な改善を図る。
- \* 自己評価及び学校関係者等による評価の結果を公表し、保護者、地域住民等の理解を得て、幼稚園・家庭・地域の協力により幼稚園づくりを進める。
- \* 各幼稚園の設置者等が、学校評価の結果に応じて、改善措置を講じ、教育の質を保証するとともに、さらなる向上を図る。

#### (2) 学校評価の定義

学校評価は次の3つの形態から成る。

〔自己評価〕各学校の教職員が行う評価

〔学校関係者評価〕保護者、地域住民等の学校関係者等により構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

〔第三者評価〕学校と直接関係を有しない専門家等による客間的な評価

### (3) 学校評価により期待される取組と効果

\*学校評価の結果を踏まえ、各学校がその改善に取り組むだけでなく、結果の報告や公表を行うことによって、学校の関係者と課題を共有することができ、保護者や設置者等に支援を求めることができるようになるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待される。

\*学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、学校全体として教育活動の充実・改善に取り組むようになることが期待される。

## 3 学校評価の実施・公表

### (1) 自己評価

#### ①重点的に取り組むことが必要な目標等の設定

自己評価を行うに当たっては、学校の教育目標等を実現するために、取り組むことが必要な目標や計画を定める。その際、重点的に取り組むことが必要な目標は、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す課題に応じて精選する。

#### ②自己評価の評価項目の設定

\*自己評価の評価項目は、次に示す〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉を参考に各幼稚園が自園の状況や地域の実情に基づき設定する。

〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉(項目のみ記載)

- ・教育課程・指導
- ・保健管理
- ・安全管理
- ・特別支援教育
- ・組織運営
- ・研修(資質向上の取組)
- ・教育目標・学校評価
- ・情報提供
- ・保護者・地域住民との連携
- ・子育て支援
- ・預かり保育
- ・教育環境整備

\*評価項目は目標の達成状況を把握するための(成果に着目する)ものと、達成に向けた取組の状況を把握するための(取組に着目する)ものとを設定する。

### ③全方位的な点検・評価と日常的な点検

\*学校運営全般に渡る全方位的な点検・評価を数年に一度、あるいは数回に分けて行うことも必要である。

\*学校評価の取組とは別に、法令上の諸基準等を満たしているかどうかという合规性のチェックも重要である。

### ④自己評価の実施

\*自己評価は、園長のリーダーシップの下、全教職員が参加して組織的に取り組む。

\*自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策を検討する。

\*自己評価を行う上で、保護者等から寄せられた意見や要望、アンケートの結果等を活用する。

\*自己評価は、1年度に1回は実施する。

### ⑤自己評価の結果の報告書の作成

\*各学校は自己評価の結果に分析を加え、今後の改善方策も含めて報告書を作成する。

### ⑥自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

\*各学校は自己評価の結果及び今後の改善方策を保護者や地域住民に公表する。

#### 〈自己評価結果公表項目〉

・学校の教育目標

・本年度に定めた重点的に取り組むことが必要な目標や計画をもとに設定した学校評価の具体的な目標や計画

・評価項目の達成及び取組状況

・学校評価の具体的な目標や計画の総合的な評価結果

・今後の取り組むべき課題

### ⑦ 評価の結果と改善方法に基づく取組

\*各学校は自己評価の結果及び今後の改善方策を具体的な改善を図ることに活用する。

\*学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価及び今後の改善方策について見直しを行い、今後の目標設定や取組の改善に反映させる。

## (2) 学校関係者評価

学校関係者評価は、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を推進することを目的とする。

### ①学校関係者評価の在り方

\*学校関係者評価は、自己評価の結果について評価を行うことを基本とする。

\*評価を実施するに当たって、学校は、学校の状況や努力が評価者に理解されるよう十分な情

報提供や学校の公開を行う。

## ②学校関係者評価委員会

- \*各学校は、単独であるいは複数の学校ごとに、保護者や地域住民などの学校関係者により構成される委員会（学校関係者評価委員会）を置く。
- \*学校関係者評価においては、その学校と直接の関係のある保護者等を評価者とするのが適当であるが、その他、学校評議員、地域住民や地元企業関係者、青少年健全育成関係団体や警察の関係者等を加えることを考える。また、接続する小学校の教職員や大学の研究者等を評価者として加えることも考えられる。

## ③学校関係者評価の実施

- \*学校関係者評価委員会が評価を行うに先立ち、教育活動の参観や、学校との間で十分な意見交換を行い、学校の状況について共通理解が深められるよう留意する。
- \*学校関係者評価委員会は、学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、下記の内容などについて評価する。
  - ・自己評価の結果の内容が適切かどうか
  - ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
  - ・重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等が適切かどうか
  - ・学校運営の改善に向けた取組が適切かどうか

## ④学校関係者評価の結果の報告書の作成

- \*学校関係者評価委員会は評価の結果を報告書にまとめる。その際、自己評価報告書と併せて作成することも考えられる。

## ⑤学校関係者評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

- \*各学校は、学校関係者評価の結果及び今後の改善方策について、保護者や地域住民等に公表するとともに、報告書を設置者に提出する。

## ⑥評価の結果と改善方策に基づく取組

- \*各学校は、学校評価を実効性ある取組とするため、自己評価及び学校関係者評価の結果並びに今後の改善方策を、次年度の重点目標等の設定に反映したり、具体的な取組の改善を図ることに活用する。
- \*学校が改善のための具体的な取組を進めるにあたっては、設置者等による支援・改善と連携しつつ進める。

## (3) 評価結果の公表・説明

- \*各学校は、学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を、園だよりへの掲載等の方法により広く保護者に公表する。さらに、PTA 総会を活用して保護者等を対象とした説明を



行ったり、学校のホームページや地域広報誌への掲載等の方法により、より広く内容が周知されるよう留意する。

#### (4) 設置者への報告と支援・改善

##### ①設置者への報告

\*各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方策を取りまとめた報告書を設置者に提出する。

##### ②設置者等による支援・改善

\*設置者は、各学校の学校評価の結果の報告書に示された学校の特色や課題に向けた取組状況等により、各学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、その状況や必要性を踏まえて、学校に対する支援や条件整備等の改善を適切に行う。

\*各学校における学校評価の取組の中心となる教職員の研修や、保護者など学校関係者評価の評価者の知識の向上等を目的とした研修の充実を図る。

#### 4 積極的な情報提供

\*学校評価の結果はもとより、学校に関する基礎的情報を含む必要な情報がわかりやすく示され、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが重要である。

\*幼稚園は、特に保護者との連携が重要であること、また、幼稚園は義務教育ではない、入園の選択幅が大きい等の特性を考慮すれば、学校評価を行う前提として、幼稚園の基本的な情報は積極的に提供しておくことが不可欠である。

\*学校の情報の提供は自らの良さや努力、また取り組みたいと考えている事柄を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に広く示すことにより、保護者や地域住民等の理解や支援を得ることができる機会となる。

\*情報提供については、学校教育法第43条（幼稚園については、第28条により準用）に規定されており、提供する情報については、各学校が判断する。

\*情報の提供内容・方法については、個人情報保護に配慮しながら、学校の活動の様子がわかる写真等を用い、学校だよりやホームページを使用することも効果がある。

#### 4 保育所における自己評価・保育所評価

##### (1) 「保育所保育指針」に示されている内容

平成20年に改定された「保育所保育指針」の第4章に、保育の内容等の自己評価についての個所が新たに加えられた。この中で保育内容等の自己評価として、保育士等職員個々が行う自己評価と保育所全体で取り組む自己評価の2点が記述されている。つまり、保育士は自らの保育実践

を振り返り、自ら評価することを通して、よりよい保育実践を目指すとともに、保育所全体としても保育の質の向上を図るために全職員が保育の内容等について自己評価を行い、その結果を公表することとしている。そして自己評価をするに当たっては、保護者や地域住民等の意見を聴くことが望まれるとされている。

## (2) 「保育所における自己評価ガイドライン」に示されている内容

「保育所における自己評価ガイドライン」は、平成21年3月に厚生労働省から示された保育所における保育士等及び保育所の自己評価への取り組みの指針である。各保育所がこれまでの保育所としての実績を踏まえ、保育の充実に資する自己評価に積極的に取り組むよう求められている。従って、各保育所が自己評価に取り組む際には、この「保育所における自己評価ガイドライン」を参考とすべきと考えるのでその概要を紹介する。

### 「保育所における自己評価ガイドライン」の概略（抜粋）

#### 1 保育所における自己評価の基本的考え方

- \* 保育所の自己評価は保育の充実、保育の質の向上を図るために行う。
- \* 保育士等による自己評価は、保育所保育指針を基盤として、保育課程や指導計画に沿って自らの保育を振り返る。
- \* 保育所の自己評価は保育士等職員一人ひとりの自己評価を基盤とし、組織的かつ継続的に行う。
- \* 自己評価を保護者や地域社会に公表する。

#### 2 保育所における自己評価の目的及び定義

##### (1) 保育士等の自己評価の目的及び定義

- \* 保育士等の自己評価は、自らの保育実践を振り返ることと、保育を通して子どもが変容する姿をとらえ振り返ることである。
- \* 保育士等は各々の自己評価に基づき、自分たちの保育のよさや課題を確認し、保育の質の向上に結びつける。

##### (2) 保育所の自己評価の目的及び定義

- \* 施設長のリーダーシップの下、組織的・継続的に実践を評価し検証することにより、保育の改善のための課題や方策を見い出す。
- \* 保育所が自己評価の結果や改善に向けての取り組みを保護者や地域住民等に公表することにより、保育所の運営の透明性を高め、保護者等からの信頼を得る。

### (3) 自己評価の観点

\*評価の項目は保育実践から導かれていくものであり、実践と照らし合わせながら保育理念、子どもの発達援助、保護者に対する支援、保育を支える組織的基盤について、それぞれ具体的な評価項目を設定する。

#### 〈自己評価の観点〉

##### I 保育理念

- ・子どもの最善の利益の考慮

##### II 子どもの発達援助

- ・子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場
- ・生活と発達の連続性
- ・養護と教育の一体的展開

##### III 保護者に対する支援

- ・家庭との緊密な連携
- ・地域における子育て支援

##### IV 保育を支える組織的基盤

- ・健康及び安全の実施体制
- ・職員の資質向上
- ・運営・管理，社会的責任

### 3 自己評価の展開

#### (1) 自己評価の理念モデル

\*自己評価は保育の計画（Plan）—実践（Do）—評価（Check）—改善（Action）の流れの中で、保育士等個人によって行う自己評価と保育所（組織）として行う自己評価とが相互に関連しながらくり返し営む。

#### (2) 自己評価の具体的展開

\*自己評価は年間の計画のもとに行うこととし、保育士等が主体的に参加するよう配慮する。  
\*自己評価の方法は、①保育士等の個々の実践の振り返りを生かす方法、②日誌やビデオの記録をもとに多様な視点から振り返る方法、③既存の評価項目等を利用して振り返る方法の3つの方法があるが、これらの方法を組み合わせ、創意工夫をしながら行う。

### 4 結果の公表と情報提供

#### (1) 結果の公表の意義

\* 自己評価の結果の公表は、保護者や地域住民等とのやりとりが行われ、保育内容等について相互理解が深め、信頼関係を構築する。

## (2) 公表の方法

\* 園だよりやホームページなどに掲載する。

\* 保護者会や地域の集まりなどの場において説明する。

\* 自己評価の結果の公表にあたっては、個人情報の保護に留意する。

## 5 保育者による自己評価への取組

幼稚園が自己評価・学校評価に取り組む際には、平成20年3月に文部科学省から発出された「幼稚園における学校評価ガイドライン」を参考にして、それぞれの幼稚園で創意工夫して実施する。また、保育所における自己評価・保育所評価は、平成21年3月に厚生労働省から通知があった「保育所における自己評価ガイドライン」を指針として、各保育所において工夫して実施する。

ところで、幼稚園における学校評価には、保育者が行う自己評価の他に、学校関係者評価及び第三者評価が含まれる。一方、保育所における自己評価は、保育士等及び保育所が行う評価とし、第三者評価を別に位置づけている。ここでは、保育者による自己評価への取組を中心にその配慮事項について記すこととする。

### (1) 自己評価を理解する

幼稚園及び保育所における自己評価は保育者自らが、自らの保育を振り返ることを基軸とする取組である。しかも、自らの保育を振り返ることと同時に子どもの育ちがどうなっているかを振り返る取組である。また、保育者個々の振り返りだけでなく自分たち保育者の振り返りであり、幼稚園として、あるいは保育所としての組織的な取組である。さらには、幼稚園あるいは保育所の教育・保育活動、幼稚園運営・保育所運営の状況についても自己点検・自己評価を行い教育・保育の質を高め、幼稚園・保育所に期待されている社会的使命、社会的責任を果たすことにあり、保育者はこれら自己評価の趣旨を理解した上で、自己評価に取り組むことが必要である。

### (2) 自己評価の目指すところを明確にする

自己評価を計画し、実施する際には、自己評価はなぜするのか、その目的を踏まえる必要がある。保育の場における自己評価は何を目指すのか、その目的を次に記す。

- ① 保育者一人一人が自らの保育と子どもの育ちを振り返り、自己評価することにより、自分及び自分たちの保育がどう在るとよいかを見直し、常に課題をもって保育に取り組む意欲的な姿勢を強め、保育者としての専門性を高める。
- ② 幼稚園、あるいは保育所の保育及び教育活動全般について自己評価することを通して、幼稚園・保育所の保育及び教育活動の充実を図る。
- ③ 保育及び教育活動に関する自己評価を通して、自分のよさ、自分たちのよさ、自園（所）

のよさを確認し、よいところを更に伸ばし、保育の質の向上を図ると同時に自園（所）の機能を更に高める。

④保育及び教育活動の自己評価を通して、自分の課題、自分たちの課題、自園（所）の課題を見出し、それら課題の改善に取り組み、保育の更なる充実を図る。

### （3）自己評価の意義を知る

保育者にとって自己評価はなぜするのか、なぜしなければならないのか、その意義を知る必要がある。保育者としての自己評価の意義は次のような点にある。

- ①慣れや忙しさのために惰性で保育をしていることに対する保育者自らに対する警鐘とするところにある。
- ②自分の保育を確認し、保育のあり方、保育者のあり方を自らに問うとともに、保育者自らの向上意欲を高めるところにある。
- ③園（所）として自己評価に組織的に取り組むことを通して、保育者間の理解と認識を深め、協働し合う職場環境を強めるところにある。
- ④自己評価を日常的、継続的に行うことを通して、保育者一人一人がよりよい保育を目指すという改善意欲を持ち続けるところにある。

### （4）自己評価を進める

幼稚園、保育所における自己評価、学校評価・保育所評価をどう進めるか、ここではその進め方の実際を記す。

#### ①自己評価担当者を選任する

自己評価を実施するに当たっては、園（所）長のリーダーシップのもとに進めることとする。しかし、自己評価の成果を挙げるためには、保育者一人一人が自己評価に前向きに取り組むことが必要である。保育者が自己評価に意欲を持って取り組むためには、園（所）長の一方的な命令・指示により進めるのではなく、保育者の中から、出来れば複数の自己評価担当者を選任し、担当者の主導で進め、保育者全員が担当者に協力していく体制が望ましい。

#### ②自己評価のねらいを設定する

自己評価は園（所）が組織的に、しかも継続して取り組むこととされている。保育者一人一人が日常の保育を振り返えることを通しての自己評価は年度に1回は実施するよう求められている。しかし、保育活動全般についての自己評価を毎年行うことは大変なエネルギーを必要とするので、保育活動全般にわたる自己評価については数年に一度実施するか、数年に分けて実施する方法をとるとよい。従って、自己評価の実施に当たっては、年度ごとにねらいと規模・範囲を設定する必要がある。

#### ③実施時期を考える

自己評価は保育者の保育の振り返りを基軸とするので、期の振り返り・年度の振り返りとし

て期末あるいは年度末に行うのが一般的である。しかし、自己評価をどの時期に実施するかは、自己評価のねらいと自己評価の結果をどう活用するかによる。行事に関する自己評価、あるいは重点目標の達成度について自己評価する場合には、期末や年度末の時期に縛られずに実施することになる。また、自己評価によって課題を見出し、その課題の改善に取り組んだその成果に着目して評価する場合には、ある期間をおいて再度、評価を実施することとする。いずれにしても、自己評価を実施する際には年間の実施日程を決め、実施することが望まれる。

#### ④評価方法を検討する

「保育所における自己評価ガイドライン」には、評価方法は評価項目を利用したの振り返りだけでなく、保育士個々の実践の振り返りを生かす方法や、日誌やビデオの記録を通して振り返る方法などを組み合わせ、創意工夫して行うことと記述されている。従って、評価項目による評価以外による評価方法も検討することが望まれる。

### (5) 評価項目を検討する

#### ①評価項目

幼稚園において評価項目を検討する際には、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（文部科学省 平成20年3月）に示されている“評価項目・指標等を検討する際の視点となる例”を参考とする。また、保育所においては、「保育所における自己評価ガイドライン」（厚生労働省 平成21年3月）に示されている“自己評価の観点”を参考とすべきである。その上で、各幼稚園・保育所における建学・設立の理念、教育・保育目標（方針）に基づく園（所）独自に取り組んでいる課題に対する達成度を評価する項目などを加え、設定する。

なお、自己評価、学校評価・保育所評価は、教育・保育活動全般に及ぶ評価であるので評価の観点が多角的となり、評価項目が多数となる。保育者自らが、あるいは自園（所）の教育・保育が標準的基準・あるべき基準に照らして、どのような状況にあるかを総合的、客観的に認知・把握することは必要なことである。しかし、自己評価、学校評価・保育所評価を通して自分（たち）の課題を見出し、改善につなげるという視点からは、「幼稚園における学校評価ガイドライン」や「保育所における自己評価ガイドライン」に示されているすべての項目について総花的に評価するより、年次計画に基づき、評価の観点を絞り、評価を行うことの方が負担とならずにしかも成果を得ることができると考える。

ところで、評価項目を検討する際には保育者全員が参加の上で、評価項目を設定することが望ましい。これは保育者全員が自らが評価する項目に対して共通理解を持って評価に当たり、保育者間の評価誤差を少なくすることにある。また、設定された評価項目は自園（所）の保育の目指す全体像を描き出すこととなり、保育者一人一人が保育をする上で、どのような努力と配慮をすべきかの指針ともなり、これを把握し、確認するためにも保育者全員で検討し、設定することが必要である。評価項目を考える際は、目標や課題の達成状況だけでなく、目標や課

題への取組状況に着目した項目も設定する。また、保育者の保育の方法や活動の面だけでなく、子どもの姿がどうであるか、子どもはどんな心持ちでいるかなど子どもの状況に関する項目も考えることを忘れてはならない。さらに、不足や課題だけでなく、日ごろの保育のよさや努力が見える評価項目を設定することも必要である。

幼稚園・保育所において自己評価項目を検討する際には、巻末に記載した参考文献・参考資料の(6)、(7)、(8)に自己評価項目(チェックリスト)が具体的、实际的に示されているので参考とされたい。

## ②評価段階

評価段階の文言(「はい」～「いいえ」など)は、評価項目の文章表現形式に合わせることになる。評価段階の文言を統一的にすると評価表が簡潔となり、評価し易くなるので、評価項目の文章を評価段階の文言に合う表現にするとよい。

### 〈例1〉

評価項目：「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応するようにしていますか。

……評価段階：「はい」～「いいえ」

### 〈例2〉

評価項目：子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整えている。

……評価段階：「かなり」～「少し」～「いいえ」

### 〈例3〉

評価項目：保護者に対して子どものよいところを伝えていますか。

……評価段階：「とても(している)」～「かなり(している)」～「あまり(していない)」～「全く(していない)」

評価段階として2件法(例1)、3件法(例2)、4件法(例3)などが考えられる。自己評価の目的のひとつは保育の改善のための課題を見出すために実施することである。従って、2件法の「いいえ」の評価項目を改善の対象と考えるか、あるいは4件法の「全く(していない)」の項目を選び出して改善の課題とするなどと意図して評価段階を決める。また、自分(たち)の実践している保育のよさを確認することなども自己評価の目的とする場合には、「とても(している)」などの評価段階を設定するとよい。なお、評価段階に、「どちらでもない」との中位の段階を設けた場合には、評価が中位に集中する傾向があるので、課題を明確なものとするためには、「どちらでもない」の段階を設けない方がよい。

## ③自由記述

評価をする際、どの段階にチェックするか迷う項目が出てくる。その場合は各項目に備考欄

を設け、迷った理由を書き留めておくことよい。また、評価の際に気になったことがあれば、やはり書き留めておくことよい。これは後に、保育者各自が評価を振り返り、気づきをまとめる際に、また、保育者全員で評価結果を分析・考察する際に役に立つ。

#### (6) 取組の姿勢を心得る

幼稚園、保育所において自己評価、学校評価・保育所評価を組織的、継続的に取り組み、その実施がスムーズに行われ、成果あるものとするためには保育者の自己評価に取り組む姿勢が大切となる。保育者は自己評価に取り組む際、次の心得を忘れてはならない。

- ①自己評価は自己採点ではなく、自らの課題を見出すためにすることを心する。
- ②反省すべきことだけでなく、よいこと、よいところに目を向けることを忘れない。
- ③自らの、あるいは自分たちの保育に関して、「完全」を求めるのではなく、「よりよく」を目指す姿勢を持つ。
- ④自己評価に対して外的動機づけ（やらされ）から内発的動機づけ（みずから）への変容を図る。
- ⑤自己開示を心がけ、防衛（身構え）から開放（さらす）への態度変容を目指す。
- ⑥自分に対してだけでなく他者（同職者）に対しても評価的態度（よい～わるいの否定的、是認的見方）でなく、受容的態度（あるがままを見る見方）を心がける。

#### (7) 結果をまとめ、公表する

自己評価をした後、速やかに次の手順と配慮によって結果をまとめ、その公表を考える。

- ①評価実施後、保育者一人一人及び園（所）全体の結果を整理、集計する。結果を整理、集計する際は、結果の分析、考察それに公表のことを考え、評価を数値化し、図示化する。
- ②保育者一人一人が自らの保育を評価して気づいたことをまとめる。その上で保育者全員が参加し、集計・整理された評価結果を分析・考察し、保育の取組や保育活動に関するよき（成果）と問題（課題）を明らかにする。
- ③結果の集計とともに分析、考察したものをまとめる。まとめをする際には、公表の方法を考慮して、その方法に応じた様式と文章表現とする。また、設置者への報告書の提出のことも考慮して作成するとよい。「幼稚園における学校評価ガイドライン」に“自己評価結果公表シート例”が示されている。そこに次の項目が記載されているので参考とされたい。
  - ・学校の教育目標
  - ・本年度に定めた重点的に取り組むことが必要な目標や計画をもとに設定した学校評価の具体的な目標や計画
  - ・評価項目の達成及び取組状況
  - ・学校評価の具体的な目標や計画の総合的な評価結果
  - ・今後取り組むべき課題



④結果がまとまったら、次の機会等を利用・活用して結果を公表する。

- ・園だより
- ・園（所）内に掲示
- ・PTA総会，保護者懇談会など
- ・インターネット（ホームページ）
- ・地域の広報誌

結果の公表は保護者や地域社会の理解と信頼関係を深め、園（所）の活動・運営の充実のため保護者や地域社会の人々の協力と援助を得る上で必要となる。なお、結果の公表の際には子ども及び保育者の個人情報保護に十分留意することを忘れない。

#### （8）結果の活用を考える

自己評価をすること自体に意味があるが、それ以上に評価の結果を保育者一人一人の保育に、また幼稚園・保育所の保育・教育活動に生かすことが大事なことである。次のことを配慮の上、結果の活用を考えたい。

- ①自己評価結果から見い出せた保育者個々及び園（所）としてのよさ（成果）については、そのよさ（成果）を更に向上、充実させる。
- ②自己評価結果から見い出せた保育者個々及び園（所）としての問題（課題）については、その実情を知り、何が問題か、その理由を分析し、その問題（課題）は早急に改善すべきか、長期的に改善すべきかを検討の上、計画的に改善のために取り組む。
- ③自己評価結果を保護者や地域社会に公表すると、いろいろな意見が園（所）に寄せられる。これらの意見を真摯に受け止め、寄せられた意見に対して理解を求めるところはきちんと説明し、改善すべきことは、改善を考える。
- ④自己評価結果を設置者に報告、説明をし、よさ（成果）の理解と問題（課題）改善のための支援を得る。
- ⑤実施した自己評価の結果を次回の自己評価に生かし、より効率的、有効な自己評価を目指す。

## 6 おわりに

自己評価に関しては、既に実施している園（所）においても、これから実施を考えている園（所）においても様々な意見と思いがあると思う。自己評価は意味がないと否定的な園（所）や人、自己評価はやりたくないと回避的な園（所）があり、人がいる一方で、自己評価は是非必要である、と自己評価の意義を認める園（所）もあり、人がいる。

筆者は平成21年7月に行われた茨城県私立幼稚園教職員研究協議会分科会において助言者を依頼された。その時のテーマが「保育の振り返り（自己評価）」であった。引き続き開催された全日

本私立幼稚園連合会関東地区教員研修新潟大会においても同じテーマによるフォーラムのゲスト（助言者）として、提案者の茨城県のルリ幼稚園とひまわり幼稚園の園長先生及び先生方の保育の振り返り（自己評価）の実践報告と分科会、フォーラムに参加された先生方の熱心な討議に接し、自己点検、自己評価の意義と必要性を再認識する機会となった。

幼稚園教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培い、生きる力の基礎を育成することを目標とする。また、保育所保育の目標は、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うとされている。つまり、幼稚園及び保育所の教育・保育は、子ども一人一人の人間としての土台をしつかりしたものとする役割と使命を持ち、社会的責任を課せられている。それ故に幼稚園・保育所は、保育の充実を、保育者は保育の質の向上を絶えず図らなければならない。そのために自己研鑽とともに各幼稚園・保育所に実施を求められている自己評価の意味ある取組を望みたい。

#### 〈参考文献・参考資料〉

- (1) 今井和子 記録の書き方評価の仕方 ひとなる書房 2009年
- (2) 大戸美也子 保育の見直し フレーベル館 1991年
- (3) 現代保育研究所 私の保育の自己評価 フレーベル館 2009年
- (4) 厚生労働省 保育所保育指針 平成20年
- (5) 厚生労働省 保育所における自己評価ガイドライン 平成21年
- (6) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 私立幼稚園の自己評価と解説 フレーベル館 2006年
- (7) 民秋言 幼稚園教諭のための自己評価チェックリスト 萌文書林 2006年
- (8) 民秋言 保育士のための自己評価チェックリスト 萌文書林 2008年
- (9) 無藤隆 新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて ミネルヴァ書房 2009年
- (10) 森上史郎 最新保育資料集(2009) ミネルヴァ書房 2009年
- (11) 文部科学省 幼稚園における学校評価ガイドライン 平成20年